

## 無料求人広告詐欺



顧問弁護士

多良法律事務所  
多良 博明

求人広告無料掲載と  
うたった求人広告に  
容易に応募して多額  
の請求を受けた事案

最近、無料求人広告詐  
欺が横行しており、病院  
や採用担当者が被害に遭  
うケースが増えています。  
なお、消費者が勧誘を受  
けて契約した場合、特定  
商取引法のクーリングオ  
フで解約できる場合があ  
りますが、業者間の取引  
はその対象外となってい  
ます。

### 1 無料求人広告詐欺の 手口

病院で普段から人手不  
足に悩み、求人を出して  
もなかなか応募者がいな  
い状況が続いているよう  
な時、電話なししメール  
で、この求人申込では一  
切費用がかからないとの  
説明であったため、無料  
のサービスならと思ひ、  
申込をした。

① 無料求人広告詐欺に

が経ち、無料期間が  
終了し、有料契約に  
切り替えられてしま  
ったケース。

2 判例では、これらの  
ケースにつき、詐欺に  
よる契約の取消（民法  
96条1項）、錯誤無効  
（民法95条、ないし公  
序良俗違反による契約  
の無効（民法90条）を  
認め、被害者の救済を  
図っています

たとえば、勧誘担当者  
が利用企業に対し、電話  
口で求人広告の掲載の利  
用料は無料であることの  
みを強調し、無料期間終  
了後解約手続を事前に取  
らない限り、自動的に有  
料契約に移行するとの解  
約ルールについて何ら説  
明をしなかったという点  
から、判例では無料の契  
約であると誤信して、契  
約を締結したとして、詐  
欺取消を認めている。

また、本件サービスの  
利用を勧誘するに際し、  
無料掲載期間については  
説明したものの3週間以  
内に解約しなければ自動  
的に有料掲載期間に移行  
し、1年分の広告料が発  
生することの説明をして  
おらず、1年分の広告料  
を支払わせることのみを  
目的として、本件契約を  
締結していると言わざる  
を得ず、本件契約は公序  
良俗に反し無効とした。

### 3 無料求人広告詐欺に 対する対応

不当な求人広告掲載料  
を請求する事案について  
は前述したとおり、判例

では請求が容易には認め  
られていない。  
したがって、無料だと  
思っていた広告掲載料の  
請求があった場合でも安  
易に支払いに応じないで  
ください。

不当な請求であるか否  
かを判断する基準として  
は、  
① 契約締結の際、どのよ  
うな説明がなされてい  
たか  
特に解約の方法の説  
明はあったか、解約の  
方法が制限されていな  
かったか、予告なく連  
絡先、住所が変更され  
ていなかったか。

② 無料期間満了後、有料  
サービスに自動更新さ  
れるとの記載があった  
か否か、あったとして  
も有料に移行する契約  
書の文字が極めて小さ  
く、またわかりにくい  
箇所に記載されていな  
かったか等。

上記の点で、不当請求  
に該当すると判断される  
場合、契約の取消または  
錯誤無効、公序良俗違反  
による無効を主張する旨  
を記載した内容証明郵便  
を相手方に送付するなど  
し、安易に支払に応じな  
いようにしてください。

バックナンバーをHPで公開中

協会HPトップ→「長崎保険医  
新聞」→「医師・歯科医師のた  
めの法律相談」からご覧いた  
けます。

※無断転載禁止